

平成二十一年防衛省令第十一号

防衛会議の組織及び運営に関する省令

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条の二第六項の規定に基づき、防衛会議の組織及び運営に関する省令を次のように定める。

（議長）

第一条 防衛会議（以下「会議」という。）の議長は、会務を総理する。

（庶務）

第二条 会議の庶務は、防衛省大臣官房企画評価課において総括し、及び処理する。ただし、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第六条第一号から第八号までに掲げる事務に係るものについては、防衛省防衛政策局防衛政策課において処理する。

（雑則）

第三条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附 則

この省令は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二十七年一〇月一日防衛省令第一七号）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。